

第6章 資料編

○武蔵村山市環境基本条例

平成16年6月28日条例第15号

武蔵村山市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市、市民及び事業者の責務（第4条—第7条）

第3章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第15条）

第4章 武蔵村山市環境審議会（第16条）

附則

私たちのまち武蔵村山市は、自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野の面影が色濃い雑木林などの豊かな自然環境の中で発展してきた。

しかし、社会経済活動の拡大や便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、大気汚染やみどりの減少など身近な生活環境に悪影響を及ぼし、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境にも少なからず影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

こうした認識の下に、人と自然との共生を基本とし、市とすべての市民及び事業者とが協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 循環型社会 廃棄物等の発生が抑制され、発生した場合には循環的な利用が促進され、及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

第2章 市、市民及び事業者の責務

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等から成る自然環境の保全、回復及び創造（以下「自然環境の保全等」という。）に関すること。

(3) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物等の減量及び再資源化の促進に関すること。

(5) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。

(6) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害の防止及び自然環境の保全等を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第16条第1項に規定する武蔵村山市環境審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動をとるための規範となる環境行動指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(環境の調査、監視及び測定)

第 11 条 市長は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全等に関する施策の策定及び実施のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査、監視及び測定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第 12 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、環境の保全等に関する取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 13 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する情報を適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第 14 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう努めるものとする。

(国、東京都等との連携)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

第 4 章 武蔵村山市環境審議会

(環境審議会)

第 16 条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、武蔵村山市環境審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等の基本的な施策に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を申し出ることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人をもって組織する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年村山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○武蔵村山市環境審議会規則

平成 16 年 6 月 28 日規則第 33 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 11 号

平成 27 年 3 月 27 日規則第 14 号

武蔵村山市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市環境基本条例（平成 16 年武蔵村山市条例第 15 号）第 16 条第 7 項の規定に基づき、武蔵村山市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 市民 3 人
- (2) 事業者 3 人
- (3) 学識経験を有する者 2 人
- (4) 関係行政機関の職員 2 人

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第19号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条中武蔵村山市情報館の設置及び運営に関する規則第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

平成 20 年 2 月 20 日訓令（乙）第 6 号

改正

平成 24 年 3 月 27 日訓令乙第 21 号

平成 26 年 3 月 31 日訓令乙第 26 号

平成 26 年 7 月 10 日訓令乙第 140 号

平成 27 年 3 月 30 日訓令乙第 38 号

武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を計画的かつ総合的に推進するため、武蔵村山市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、毎年度、環境基本計画に定める環境施策の取組の点検及び評価を行うとともに、その見直しについて検討し、これらの結果を市長に報告する。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、環境基本計画の推進に関し必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、協働推進部環境担当部長、企画財務部企画政策課長、総務部総務契約課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部地域福祉課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育指導課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は協働推進部環境担当部長の職にある委員を、副委員長は総務部総務契約課長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

平成20年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの要綱の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	市民生活部長	生活環境部長
	企画財務部企画政策課長	企画財政部企画政策課長
	総務部総務契約課長	総務部総務課長
	市民生活部地域振興課長	生活環境部産業振興課長
	都市整備部都市計画課長	都市整備部まちづくり課長
	同部生涯学習スポーツ課長	同部生涯学習課長
第4条第2項	市民生活部長	生活環境部長
	総務部総務契約課長	総務部総務課長
第6条	市民生活部環境課	生活環境部環境課

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月10日訓令(乙)第140号)

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令(乙)第38号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○策定経過

年度	時期	議題
平成26年度	9月5日（金） ～9月18日（木）	市民意識調査実施
	12月4日（木）	第1回環境審議会 ・諮問について ・市民、事業者アンケート結果について ・「武蔵村山市第二次環境基本計画」策定について （スケジュール及び方向性について）
	3月16日（月）	第2回環境審議会 ・「武蔵村山市第二次環境基本計画」策定の方向性について
平成27年度	6月4日（木）	第1回環境審議会 ・「武蔵村山市第二次環境基本計画」について （現状と課題、全体及び各施策の方向性について）
	8月5日（水）	第2回環境審議会 ・答申案について
	9月28日（月）	第3回環境審議会 ・答申案について ・「武蔵村山市第二次環境基本計画（案）」について
	10月27日（火）	第4回環境審議会 ・答申について ・「武蔵村山市第二次環境基本計画（案）」について
	1月5日（火） ～2月3日（水）	パブリックコメント実施

○用語集

用語	意味	頁数
あ IPCC	気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。	P. 5、6、 36
アスベスト	一般に石綿と呼ばれる天然産の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を備えた絹糸状の光沢をもつ繊維状の集合体。住宅の断熱材、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに使われている。細かい繊維状となって空気中に浮遊したものを長期間吸い込むと、悪性腫瘍等の疾患を引き起こす可能性がある。	P. 46
エコセメント	ごみを燃焼させて生じた焼却灰、下水に溜まる汚泥などを混ぜ込んで製造されたセメント。日本工業規格（JIS R 5214）として規格化されている。焼却灰や汚泥にはセメントに必要な成分が含まれており、それらを有効活用することによって、廃棄物を再資源化してごみ処理負荷を軽減できる。	P. 39、 40、41、 59
エコツーリズム法	「エコツーリズム推進法」の略称。環境に配慮しながら地域の自然や文化、人と触れ合う旅のあり方をエコツーリズムという。同法はエコツーリズムを進めるための総合的な枠組みを定めた法律。国による基本方針の策定、地域関係者の参加による協議会の設置、地域での全体構想策定と国による認定、市町村による特定自然観光資源の指定などを定めている。推進法の施行を機に、それぞれの地域が、その資源や魅力を活かしたエコツーリズムを実現しようとする機運が高まっている。（平成20年4月施行）	P. 5
エコプロダクツ	毎年12月に東京ビッグサイトで開催されている環境配慮型製品・サービス（エコプロダクツ・エコサービス）に関する一般向け展示会。オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は平成23年から展示会に出展している。	P. 48

用語	意味	頁数
エコまち法	「都市の低炭素化の促進に関する法律」の略称。低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりに向けて、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じる事により、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図るもの。（平成24年12月施行）	P. 5、6
援農ボランティア制度	農業従事者の指示を受けて無償で農作業の援助を行う者を武蔵村山市に登録し、農業従事者の希望により本市が紹介する制度。	P. 24、25
か 拡大生産者責任	生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、我が国の循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。	P. 38
家電リサイクル法	「特定家庭用機器再商品化法」の略称。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するもの。（平成13年4月施行）	P. 5、39
環境確保条例	東京都が制定している最大の環境・公害関連条例。平成12年12月に、旧東京都公害防止条例を全面的に改正して公布され、平成13年4月から段階的に施行された。都民の安全な生活環境の確保を図ることなどを主な目的として、旧条例で規定されていた工場公害関連の規制に加えて、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷低減、自動車公害対策などに関する規制強化や取り組みの充実が図られた。	P. 43、46

用語	意味	頁数
環境教育等 促進法	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の略称。平成24年10月に旧法を改正し施行された。改正法では、基本理念等の充実及び地方自治体の推進の枠組みの具体化、並びに環境教育等の基盤の強化等のほか、環境行政への民間団体の参加や協働取組の推進が規定された。これにより、地方公共団体の行動計画の作成及び実施に関して国民、民間団体等の参加が可能となった。また、国及び地方公共団体の政策形成への民意の反映や協働取組推進のための協定制度の導入が謳われている。	P. 5、9
カンクン合 意	2010年、メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)での合意。気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるために、2050年までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトを共有のビジョンとする前提のもとで一連の合意がなされた。京都議定書を離脱した米国、温室効果ガスの削減義務を負わない中国やインドなどの新興国にも排出削減を求めている。	P. 5
京都議定書	1997年に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)におい採択された。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの6種類の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進国締約国は1990年比で5%以上削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。この議定書はロシアが批准したことにより、2005年に発効した。	P. 5
グリーンカー テン	窓の外に、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を植えて、カーテンのように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。	P. 34

用語	意味	頁数
クリーン作戦	「関東地方環境美化の日（毎年5月30日）」に、ゴミゼロデーの統一キャンペーンの一環として実施されており、武蔵村山市では昭和59年から実施している。	P. 47、50、61
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。	P. 39
グリーンヘルパー制度	武蔵村山市がみどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーとして認定する制度。グリーンヘルパーは市民のボランティアであり、本市のみどりの適切な保護及び育成を市民との協働により実施する。	P. 50
公共施設等総合管理計画	過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。こうした背景のもと、財政負担を軽減・平準化するためには、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要である。こうした背景を受けて、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定、その一環として、平成26年4月に総務省は自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請した。	P. 7
小型家電リサイクル法	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。 デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。（平成25年4月施行）	P. 5、39

用語	意味	頁数
コペンハーゲン合意	京都議定書に続く、2013年以降の新たな地球温暖化対策の枠組み（ポスト京都）に関する政治的な合意。2009年12月にデンマークで行われた COP15 の全体会合で、「同合意を留意すること」が決定された。世界全体の長期目標として産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えることや、先進国による途上国への支援などが盛り込まれている。一方、具体的な削減目標などは入っておらず、先進国は中期目標を、途上国は削減行動を、それぞれ条約事務局へ提出することになった。	P. 5
サーミスタ温度計	サーミスタは半導体の温度-抵抗特性を利用した半導体温度センサ。熱電対とともに工業用温度測定における主要センサである白金測温抵抗体と比較して、抵抗変化特性の直線性が悪く測定精度も低い。小型・廉価で衝撃にも強く、かつ10倍くらい感度が良いため、温度センサとして広く実用されている。	P. 53
再生可能エネルギー	永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力をエネルギー源として利用することにより生じるエネルギーの総称。	P. 6、7、19、32、33、52
再生可能エネルギー特別措置法	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の略称。再生可能エネルギーからつくった電気を国が定めた単価で一定期間電力会社が買い取ることを義務づける法律。再生可能エネルギーによる発電ビジネスの推進・拡大が目的。買い取りにかかる費用は国民が電気使用量に応じて負担する。（平成24年7月施行）	P. 5
再生可能エネルギーの固定価格買取制度	再生可能エネルギー特別措置法に基き、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づける制度で、平成24年7月にスタートした。電気事業者が再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として国民が負担する。この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図る。	P. 6

用語	意味	頁数
資源回収奨励金制度	武蔵村山市内の自治会等の営利を目的としない団体を対象とし、回収業者に引き渡した資源ごみの量に応じて奨励金を式有する制度。	P. 37、 39、50
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を進めるために政府が定める基本計画。平成12年6月に策定され、平成20年と平成25年に見直しが行われた。平成25年5月に策定された第3次基本計画は、質にも着目した循環型社会の形成をテーマに、3Rの促進や有用金属の回収、震災廃棄物対策指針の策定、国際的取り組みの推進などを掲げている。	P. 5、7
省エネナビ	分電盤に取り付けることで、家全体の電気使用量が可視化されると共に、利用者自身が決めた目標を超えるとお知らせする機器。電気使用量を数値やグラフで見ることができ、日々の生活の中で電気消費量を意識することで、節電行動や環境に配慮したライフスタイルの実践につながる。	P. 31、 52
省エネ法	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称。省エネ法は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定された。平成26年には題名が変更され、住宅・建築物分野の対策の強化、エネルギー管理の工場単位から事業者単位への変更などを盛り込み改正された。(昭和54年10月施行、平成26年4月改正施行)	P. 5、6
食品リサイクル法	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的な処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するもの。(平成13年5月施行)	P. 5

用語	意味	頁数
水銀に関する水俣条約	水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約。地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指すもの。2013年1月19日にジュネーブで開かれた国際連合環境計画(UNEP)の政府間交渉委員会にて全会一致で名称案を可決し、92か国(含むEU)が条約への署名をおこなった。発効は50か国が批准してから90日後とされており、その時期は2016年ごろと予想されている。	P. 5
生産緑地	生産緑地法に基づき自治体が指定する土地又は森林のこと。緑地が持つ地盤保持や保水などの働きによる都市環境の保全を目的としている。	P. 24、 25
生態系サービス	人類は、生態系によって提供される多くの資源とプロセスから利益を得ている。このような利益は、まとめて「生態系サービス」と呼ばれている。生態系サービスは、次の5つの種類に分類することができる。 ①(供給) 食品や水といったものの生産・提供 ②(調整) 気候などの制御・調節 ③(文化) レクリエーションなど精神的・文化的利益 ④(基盤) 栄養循環や光合成による酸素の供給 ⑤(保全) 多様性を維持し、不慮の出来事から環境を保全すること。	P. 15
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。	P. 5、9、 15、19、 26
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現するもの。(平成20年6月施行)	P. 5

用語	意味	頁数
生物多様性 保全活動促 進法	地域における生物多様性の保全の必要性に鑑み、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。(平成23年10月施行)	P. 5
た ダーバン合 意	2011年、南アフリカのダーバンで開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)での合意。交渉は難航し、会期を延長した結果、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、みどりの気候基金及びカンクン合意の実施など一連の決定(これを「ダーバン合意」という)を採択した。日本政府は、京都議定書の第二約束期間に参加せず、2013年以降については独自の削減努力を続けるとしている。	P. 5
ダイオキシ ン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物等が指摘されている。猛毒で発ガン性や催奇形性が高い。	P. 43、 44、
地球温暖化 対策の推進 に関する法 律	この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。(平成11年4月施行)	P. 5、6
低炭素社会	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ転換することを目的とする。	P. 5、6
適正管理化 学物質	六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなどの59項目の化学物質であり、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる。東京都は適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う事業者に対し、年間の使用量、製造量、出荷量などの報告を義務付けている。	P. 46

用語	意味	頁数
東京都特別栽培農産物認証制度	化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減した農産物に対して、東京都が「東京都エコ農産物」として認証する制度。	P. 24、 25
都市農業振興基本法	人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力も低下してきている。また、東日本大震災を契機とし、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が広がっている。基本法では都市農地の有効な活用及び適正な保全、市街地と農との共存を基本理念として、政府に対し、必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるよう求めている。また、総合的・計画的に施策が推進されるよう、政府による都市農業振興基本計画の策定が義務付けられた。（平成27年4月施行）	P. 9
は 排出物原単位	1人1日当たりのごみ排出量のこと、「総排出量÷年度末人口÷年間日数」で計算する。ごみの発生抑制や分別の徹底の効果を計る指標とされる。	P. 37、 P. 38
ヒートアイランド現象	都市部にできる局地的な高温域のこと、冷房などの空調排熱、コンクリートやアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少に伴う蒸散効果の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。	P. 9
4R	日本では平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入された。3Rとは、Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略称。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用を心がけるといふもので、循環型社会をつくっていく上で基本的な考え方となる。3Rの理念に基づき、国内では各種リサイクル法が整備されている。最近ではこれにRefuse（リフューズ＝不要なものは断る）を加え、4Rという考え方が浸透しつつある。	P. 18、 19、37、 38

	用語	意味	頁数
や	容器包装リサイクル法	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るもの。（平成9年4月施行）	P. 5
ら	リオ+20	2012年6月20日から22日までの3日間、ブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と持続可能な開発に関する国際会議。1992年に行われた国連環境開発会議（地球サミット）のフォローアップを目的とし、国連に加盟する188カ国とEUなどから代表団が参加した。環境保全と貧困根絶などに関する新目標を2015年までに策定することなどを盛り込んだ、成果文書「私たちの望む未来」が採択された。	P. 5
	緑被率	一定の広がり地域で、樹林・草地、農地、園地などのみどりで覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標の一つ。夏に撮影した空中写真などを測定データとして用いている。	P. 21
	RoHS	電子・電気機器における特定有害物質の使用制限についての欧州連合（EU）による指令である。2003年2月にWEEE指令と共に公布され、2006年7月に施行された。（Restriction of Hazardous Substances）	P. 5